

伊方町地域おこし協力隊募集要項（移住・定住の促進）

伊方町は、愛媛県の最西端、日本一細長い半島「佐田岬半島」に位置し、北は瀬戸内海、西は宇和海・豊後水道を挟んで九州と対しており、温暖で風光明媚な地域です。「耕して天に至る」と言われる段々畑にたわわに実る温州みかんや清見タンゴール、デコポンなどの柑橘類、リアス式海岸の好漁場がもたらす新鮮な魚介類など多くの自然の恵みがあふれています。近年は、観光や移住に力を入れたまちづくりを実施するなど、町の新たな魅力発掘に取り組んでいます。

しかしながら、人口減少・少子高齢化は急速に進展しており、町内には「空き家」が年々増加し、町の活性化のためには、増え続ける「空き家」の対策が急務です。

そこで、各集落における担い手確保や地域の活性化を推進し、自立する町づくりを進めていくため、「空き家対策」を含めた「移住・定住の促進」に意欲的に取り組んでいただける地域おこし協力隊員を募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊員 1名

2 主な業務（活動内容）

- (1) 移住・定住希望者のサポート（移住相談窓口）
- (2) 空き家、空き地の利活用（調査・紹介）
- (3) 不動産業者との連携（仲介対応の仕組み構築）
- (4) 遊休施設（閉校した学校など）活用策の企画提案・実施
- (5) その他、移住・定住の促進に必要な活動

3 募集対象

- (1) 三大都市圏等の都市地域、または地方都市（過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法に指定された地域以外の地域）に住所を有し、委嘱後、伊方町の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動して居住できる方（Uターン等も可能です）
- (2) 心身ともに健康である方
- (3) 宅地建物取引士資格、不動産会社勤務経験を有する方
（※有資格が望ましいですが必須ではありません）
- (4) 普通自動車運転免許を有する方
- (5) パソコンの操作ができ、インターネットを活用した情報発信ができる方
- (6) 地域おこしに意欲と情熱があり、地域住民等と協力・協働ができる方
- (7) 協力隊員の活動終了後、伊方町に定住し起業・就業しようとする意思のある方

4 活動地域

伊方町全域（活動拠点は伊方町役場本庁及び生涯学習センターを予定）

5 活動時間

(1) 委嘱後に相談

※移住相談窓口にて、移住相談や空き家の相談対応を行っていただく予定です。

※移住フェアに参加し、移住検討者の対応を行っていただきます。

※隊員には週1回、活動場所、時間、内容を含めた活動計画及び報告を行っていただきます。

6 任用形態及び期間

(1) 伊方町長が委嘱し、伊方町との業務委託契約を締結します。

※町との雇用契約はありません。

(2) 期間は委嘱の日から1年間とします。ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して、年度単位での更新により、最長、委嘱日から3年間勤務することができます。

(3) 翌年度以降の委嘱等については、双方協議の上決定します。

7 委託費

(1) 委託費は、報酬相当分、期末手当相当分、活動費の合計額となります。

(2) 報酬相当分は月額210,987円とし、毎月支払います。

(3) 期末手当相当分は、年2回に分けて支払います。ただし、採用日によっては調整して支給します。

(4) 活動費は下記の経費等については、実績に応じて当月分を翌月に支払います。

- ①出張旅費 ②消耗品費 ③燃料費 ④通信運搬費 ⑤住宅費 ⑥負担金
- ⑦その他町長が必要と認める経費

8 待遇・福利厚生

(1) 国民健康保険、国民年金については、隊員各自で加入する必要があります。

(2) 活動中の住居は町が確保し、家賃相当額は委託費から負担します。（光熱水費は個人負担）

(3) 赴任旅費等手当（上限100,000円）を支給します。

(4) 協力隊業務に支障のない範囲で他の職との兼業は可能ですが、町へ報告する必要があります。

9 申込受付期間

申し込みは随時受け付けます。

※採用が決まり次第、募集を終了します。

※郵送もしくはメールで受け付けます。

なお、提出いただいた書類は返却しません。

10 応募手続

(1) 提出書類

○応募用紙

- ・町ホームページよりダウンロードしてください。

○履歴書

- ・市販の履歴書をご使用ください。
- ・写真の添付をお願いします。

○レポート

- ・様式は、町ホームページよりダウンロードしてください。
- ・テーマは、「地域おこし協力隊への応募動機と空き家活用に対するアイデアや考え方」について、1,000文字程度で作成してください。
- ・パソコンでの作成可。

○活動計画

- ・様式は任意です。
- ・就任後に取り組みたい活動や、将来的な起業・就業計画についてA4用紙1枚程度で作成してください。
- ・パソコンでの作成可

○宅地建物取引士証の写し（有資格の方）

(2) 申し込み・問い合わせ先

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

伊方町役場 総合政策課 まちづくり政策係

電話 0894-38-2659 F A X 0894-38-1373

E-mail ikata@town.ikata.ehime.jp

11 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考（個人面接）

第1次選考合格者を対象に、伊方町役場にて第2次選考を行います。日程等詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせします。

※第2次選考試験に要する交通費等の経費は、町が上限20,000円まで負担します。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考の結果報告は、文書にて全員に通知します。